

# 「外国人事件」「外国人相談」の動向と、 弁護士会の対応

2021年7月15日ヒアリング@オンライン

関 聡介

(弁護士、東京弁護士会所属、日弁連人権擁護委員会特別委嘱委員、  
日弁連多文化共生社会の実現に関するワーキンググループ委員)

## I [前提] 「外国人」の定義と、 「外国人事件」の留意点

- ◆そもそも「外国人」とは？
- ◆「外国人事件」(外国人を当事者とする事案)に特徴や弁護活動上の留意点はあるか？

## I.1. そもそも「外国人」とは

### a 「国籍」を基準とする「外国人」

- ◆入管法2条2号「日本の国籍を有しない者をいう。」
- ◆「日本の国籍」の範囲は（憲法10条⇒）国籍法で定まる。

### b 「民族」「文化」「言語」を基準とする「外国人」

- ◆要通訳対応として“外国人相談”を設定する場合など

### c 「人種」を基準とする「外国人」

- ◆外見を理由に差別を受けたとの訴えへの対応など

3

---

## I.2. 「外国人」の定義を巡る近時の動向

### a 「国籍」を基準とする「外国人」について

- ◆国籍法改正等で、日本人・外国人の境界線に変動が発生
- ◆親子関係不存在確認や国籍法11条などで、日本国籍を喪失する当事者等
- ◆認知や帰化などで日本国籍を取得する当事者等

### b 「民族」「文化」「言語」を基準とする「外国人」

- ◆国籍は日本だが、日本語を第一言語としない当事者等

### c 「人種」を基準とする「外国人」

- ◆日本で生まれ日本国籍でありながら、外見で不利益扱いされる当事者等

4

## I.3. 「外国人事件」の弁護活動の特徴

### ◆基本

- 一般事件と変わらない=特別扱いしすぎるのもおかしい。  
cf. 「外国人犯罪」などとして一般化する傾向に注意

### ◆一般事件と異なる点、配慮を要する点

#### ①在留

- 「外国人」として出入国・在留管理制度の対象となる。  
⇒在留資格がなければ適法に在留できない+各種届出義務あり

#### ②戸籍、住民登録

- 戸籍は、外国人は対象外
- 住民票は、中長期在留者+αのみが対象

5

## I.3. 「外国人事件」の弁護活動の特徴

### ◆一般事件と異なる点、配慮を要する点（続）

#### ③準拠法、管轄

- 「準拠法」が外国法となる可能性
- 「管轄」が外国裁判所となる可能性

#### ④言語、文化等

- 日本語が第一言語でない場合 ⇒通訳・翻訳の確保
- 文化的・制度的なギャップ

#### ⑤日本人の場合には、通常考えなくて良い制度

- 領事通報 □難民申請 □帰化申請
- 政治活動の自由 (cf. マクリーン判決)、参政権、公務就任権など

6

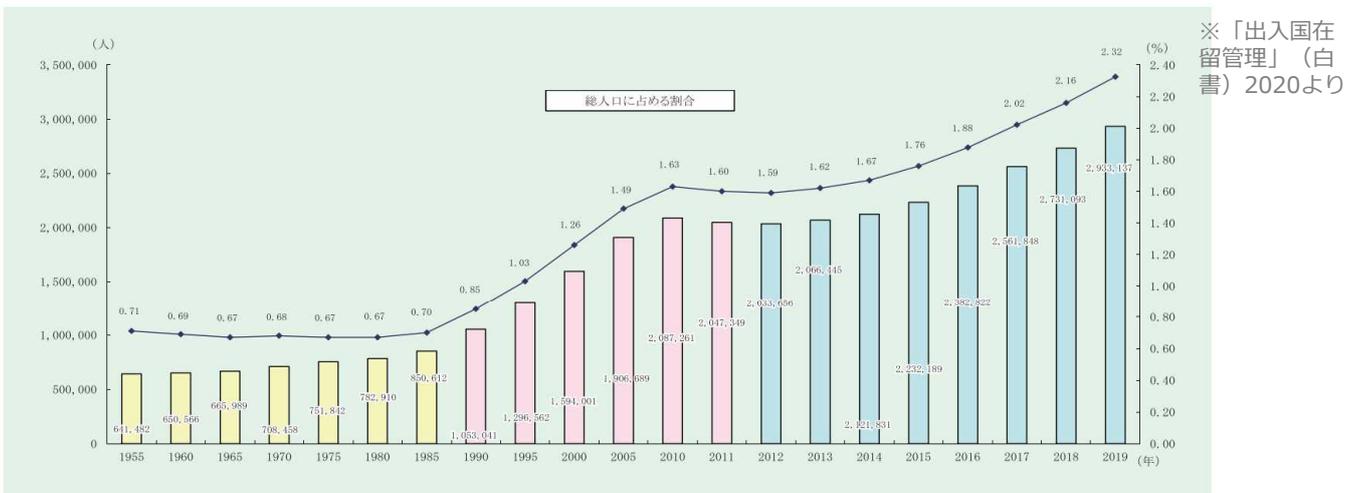


## Ⅱ 「外国人」当事者と 弁護士への対応体制の全体動向

- ◆外国人当事者と弁護士登録の「人口」推移は？
- ◆外国人当事者と弁護士登録の「地域」分布は？
- ◆外国人当事者の「国籍」「言語」の内訳と推移は？

### Ⅱ.1. 在留外国人人口と総人口割合の推移

図表21 在留外国人数の推移と我が国の総人口に占める割合の推移



(注1) 本数値は、各年12月末現在の統計である。

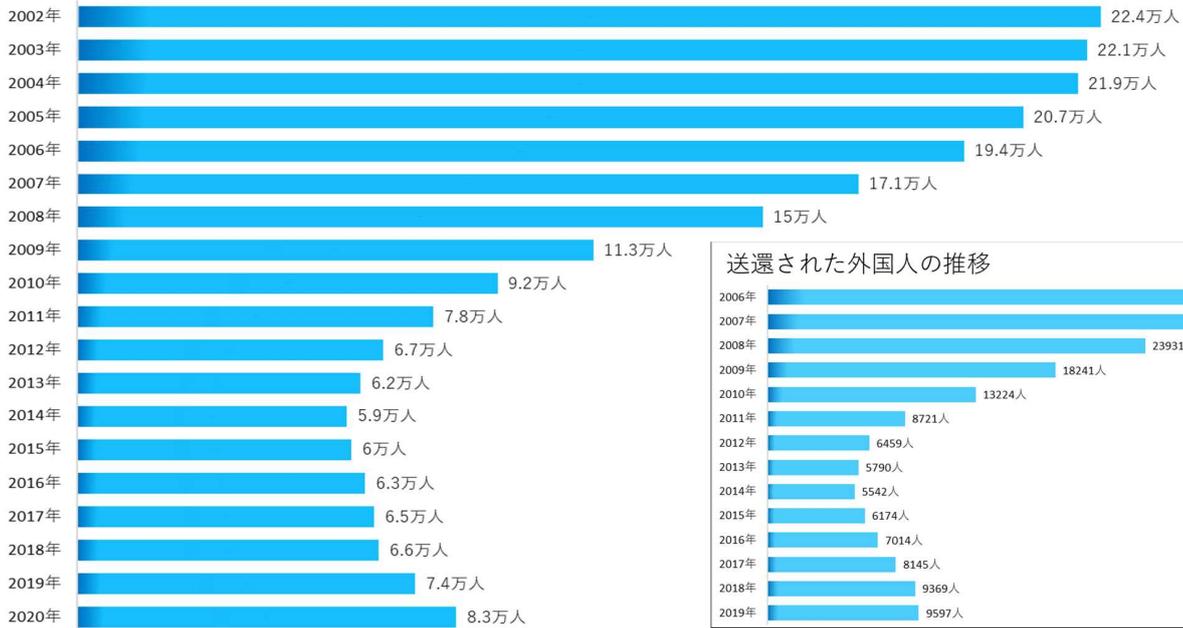
(注2) 1985年末までは、外国人登録者数、1990年末から2011年末までは、外国人登録者数のうち中長期在留者に該当し得る在留資格をもって在留する者及び特別永住者の数、2012年末以降は、中長期在留者に特別永住者を加えた在留外国人の数である。

(注3) 「我が国の総人口に占める割合」は、総務省統計局「国勢調査」及び「人口推計」による各年10月1日現在の人口を基に算出した。

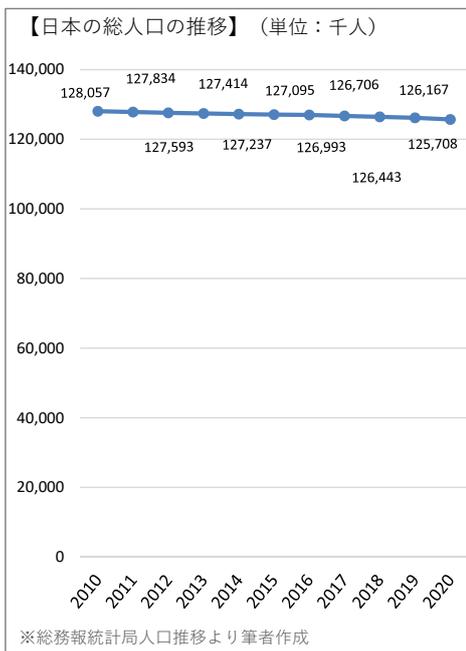
## II.2. 在留資格のない外国人数の推移

外国人不法残留者数の推移（各年1月1日現在）

※法務省しおり「出入国(在留)管理」各年版の数値より調製

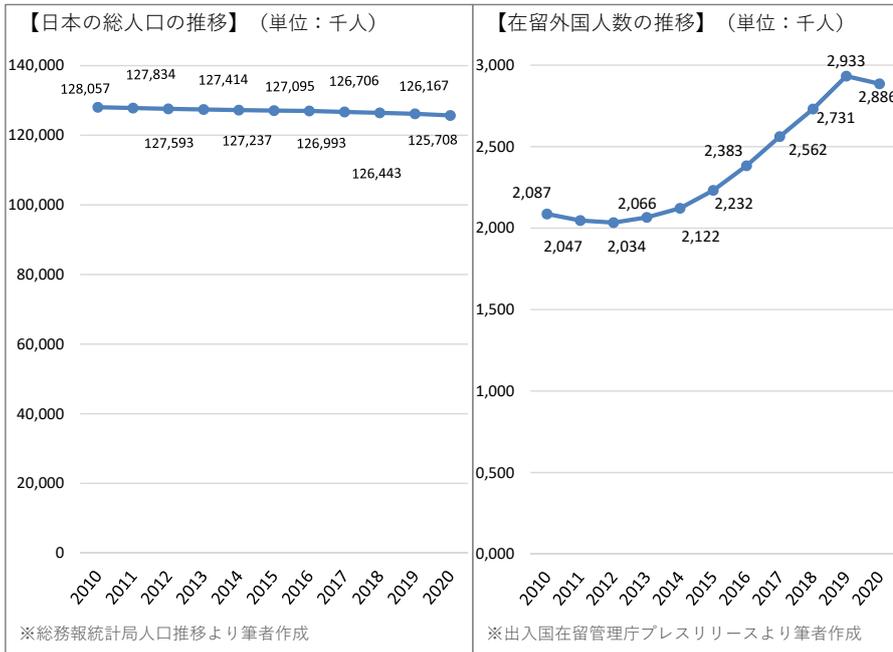


## II.3. 人口推移の比較～ 総人口↔在留外国人↔ 弁護士



◆日本の**総人口**は、**減少**が続いており、今後もその傾向は変わらないと予測される

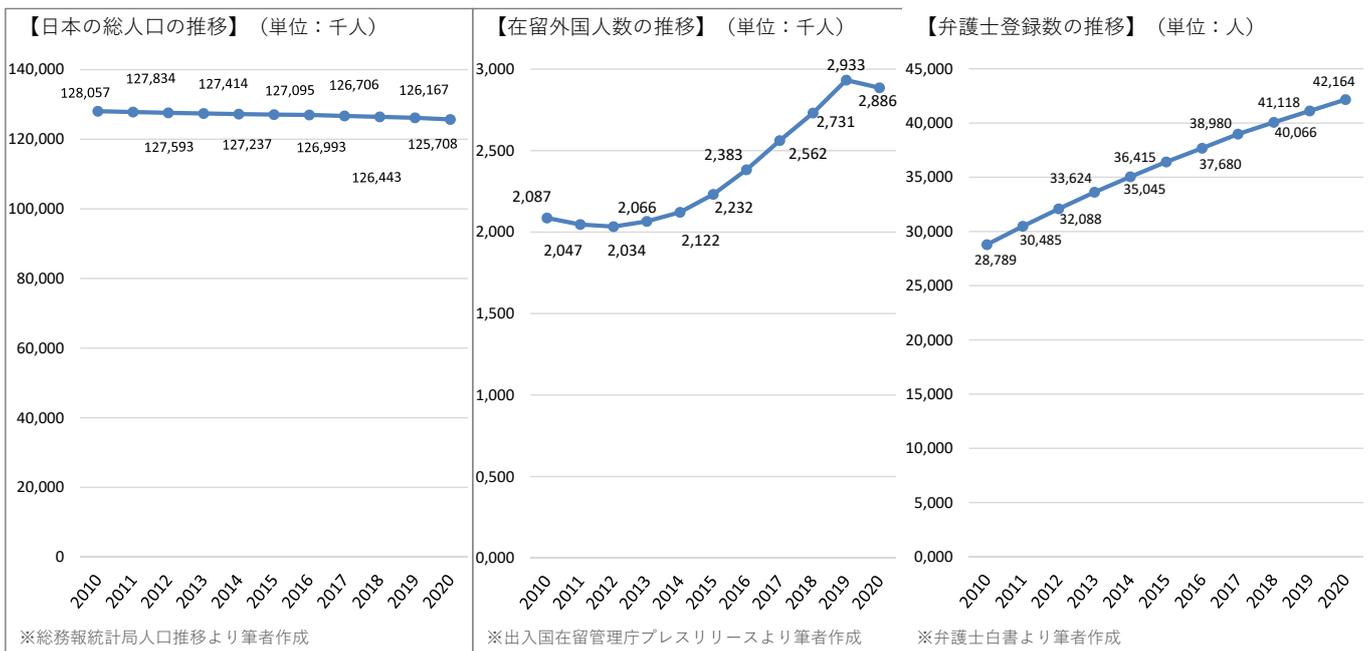
## Ⅱ.3. 人口推移の比較～ 総人口↔在留外国人↔ 弁護士



◆これに対し、  
 ①リーマンショックと  
 ②東日本大震災と  
 ③新型コロナウイルス感染拡大での一時的現象を除けば、**在留外国人人口はほぼ一貫して増加傾向**

◆そして、  
 司法改革の結果、  
 弁護士人口は・・・

## Ⅱ.3. 人口推移の比較～ 総人口↔在留外国人↔ 弁護士

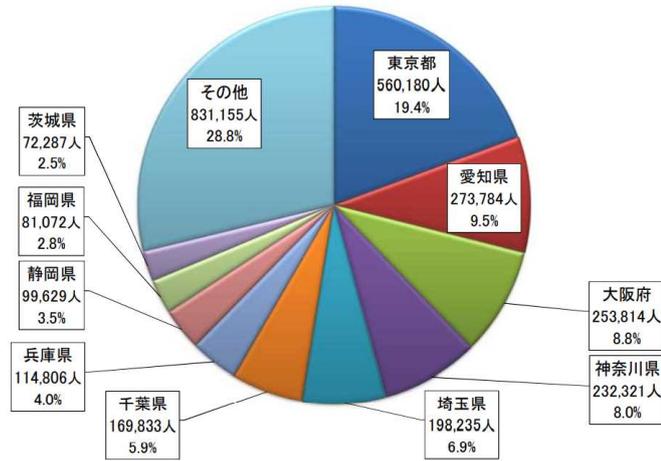


## II.4. 「地域」分布～在留外国人↔弁護士

◆いずれも、上位10都道府県に  
全体の7～8割が偏在

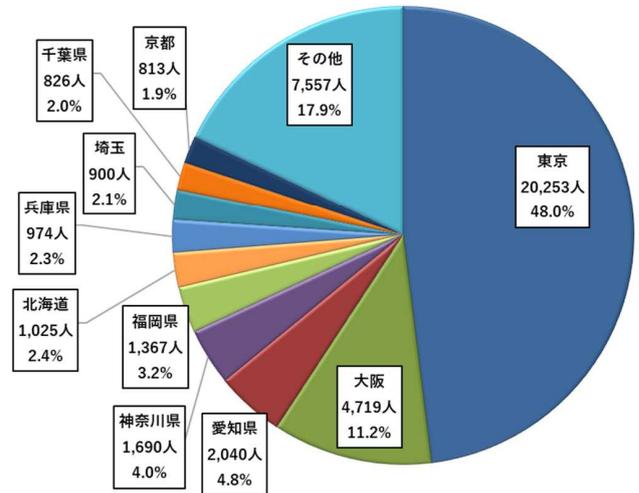
※入管庁プレスリリースより

【第4図】在留外国人の構成比(都道府県別、令和2年末)



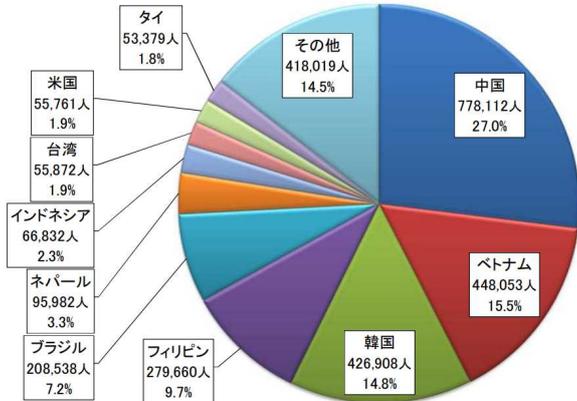
弁護士登録数の構成比(都道府県別、令和2年3月31日時点)

※弁護士白書より筆者作成。東京は三会、北海道は四会の合計



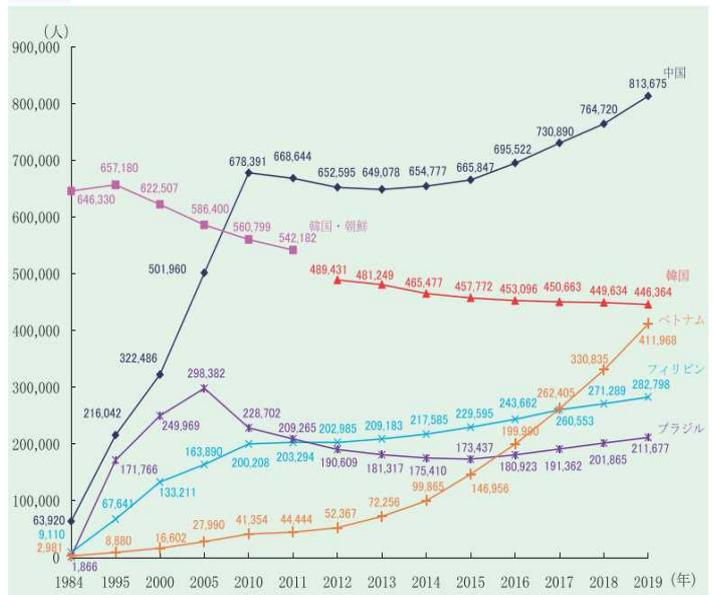
## II.5. 「国籍」内訳

【第3図】在留外国人の構成比(国籍・地域別)(令和2年末)



※入管庁プレスリリースより

図表22 主な国籍・地域別在留外国人数の推移



(注1) 2011年末までは外国人登録者数のうち中長期在留者に該当し得る在留資格をもって在留する者及び特別永住者の数。2012年末以降は中長期在留者に特別永住者を加えた在留外国人の数である。  
 (注2) 2011年末までの「中国」は台湾を含んだ数であり、2012年末以降の「中国」は台湾のうち、既に国籍・地域欄に「台湾」の記載のある在留カード及び特別永住者証明書の交付を受けた人を除いた数である。  
 (注3) 2011年末の統計までは、韓国と朝鮮を合わせて「韓国・朝鮮」として計上していたが、2012年末の統計からは、「韓国」と「朝鮮」を分けて計上している。

※「出入国在留管理」2020(白書)より

## II.6. 「地域」×「国籍」分布 ※在留外国人統計の数値より筆者作成 （関東弁護士会連合会管内）

	総数	国籍・地域数	上位5ヶ国（人数）				
			1位	2位	3位	4位	5位
東京	593,458	186	中国 (236,532)	韓国・朝鮮 (100,742)	ベトナム (38,804)	フィリピン (34,509)	ネパール (26,508)
神奈川県	235,233	172	中国 (74,875)	韓国・朝鮮 (30,011)	ベトナム (24,799)	フィリピン (23,556)	ブラジル (9,401)
埼玉	196,043	159	中国 (75,884)	ベトナム (28,097)	フィリピン (21,324)	韓国・朝鮮 (17,486)	ブラジル (7,573)
千葉県	167,512	166	中国 (56,238)	ベトナム (21,825)	フィリピン (19,731)	韓国・朝鮮 (16,890)	ネパール (7,236)
茨城県	71,125	150	中国 (13,615)	フィリピン (9,976)	ベトナム (9,778)	ブラジル (6,187)	タイ (4,900)
栃木県	43,732	124	ベトナム (7,233)	中国 (6,985)	フィリピン (5,336)	ブラジル (4,331)	ペルー (3,214)
群馬	61,689	115	ブラジル (13,200)	ベトナム (9,973)	フィリピン (7,910)	中国 (7,633)	ペルー (4,867)
静岡県	100,148	129	ブラジル (31,387)	フィリピン (17,604)	中国 (12,279)	ベトナム (12,187)	韓国・朝鮮 (5,140)
山梨県	17,179	92	中国 (3,861)	ブラジル (2,836)	ベトナム (2,389)	フィリピン (2,044)	韓国・朝鮮 (1,857)
長野県	38,446	125	中国 (9,507)	ブラジル (5,325)	ベトナム (4,764)	フィリピン (4,757)	韓国・朝鮮 (3,701)
新潟県	18,861	126	中国 (5,188)	ベトナム (3,492)	フィリピン (2,695)	韓国・朝鮮 (1,862)	インドネシア (727)
全国	2,933,137	195	中国 (813,675)	韓国・朝鮮 (474,460)	ベトナム (411,968)	フィリピン (282,798)	ブラジル (211,677) <sup>17</sup>

## II 以上のまとめ

- ◆在留外国人人口はほぼ一貫して増加中。在留資格のない外国人も再度増加傾向。
- ◆弁護士人口はさらに急速に増加中。
- ◆上位10都道府県への集中など、在留外国人分布と弁護士登録分布は似ている部分もあるが、ズレもある。
- ◆国籍（言語）構成は刻々と変化しており、リーガルサービス対応も変化を余儀なくされる状況が続く。
- ◆地域ごとに国籍（言語）構成は大きく相違しているため、地域ごとに実情に合わせたサービス対応が必要。

## Ⅲ 弁護士会の方針と対応状況

- ◆「外国人」「多文化共生」対応の観点での、弁護士会の対応方針はどうなっているか？
- ◆方針実現のための組織はどうなっているか？
- ◆各地のワンストップセンターとの連携方針はどうか？
- ◆「外国人事件」の弁護活動の財源は？

19

### Ⅲ.1. 日弁連の近時の対外約束

定期大会宣言 2019.6	主文1項	「在日外国人が・・様々な生活の場面で差別を受けることなく地域社会で共生できるようにし、そこで直面する在留資格や家族関係の問題に弁護士が適切に法的サービスを提供できるようにするために、 <b>弁護士相互及び関係機関等との連携を促進</b> し、また <b>外国人関連案件を担う人材を全国規模で育成</b> する」  「国の支援により全国の地方自治体や国際交流協会等が設置・運営する <b>ワンストップ型の相談窓口（一元的相談窓口）及び日本司法支援センターとの連携を強め、多言語で質の高い法律相談を提供できる体制を全国で構築</b> することにより、 <b>全国での法的サービスを拡充</b> する」
人権大会宣言 2018.10	主文2項	「(2) 国や地方自治体は、 <b>外国人</b> が医療、社会保障等のサービスや <b>法律扶助制度等に容易にアクセスし、十分に活用することができる制度を実現し、国際交流協会、NGO等と協力</b> してその運用を支援する」 + 「当連合会も、上記の施策の実現に向けて、全力を挙げて取り組む所存である。」
国際戦略 2016.2	基本目標 3項	「(1) 法人（日本法人及び外国法人）・個人（外国人及び民族的少数者を含む）を問わず、国際化の中で求められる <b>法的サービスに関する日本における弁護士及び司法制度へのアクセスを向上</b> させる」  「(2) 国際化の中で生ずる法的サービスに係る <b>専門知識と経験を備えた弁護士層を養成し、拡大し、活動領域拡充の基盤強化のための支援</b> を行う」

整理し直すと↓

- ① 外国人のリーガルアクセスそのものの改善（通訳体制含む）
- ② 外国人相談等の担い手となる弁護士の育成と基盤強化
- ③ 法テラス、自治体、国際交流協会、関係省庁+ワンストップセンターと、各弁護士会・各弁連等（と）の連携と交流の推進

## Ⅲ.2. 対外約束実現に向けた施策

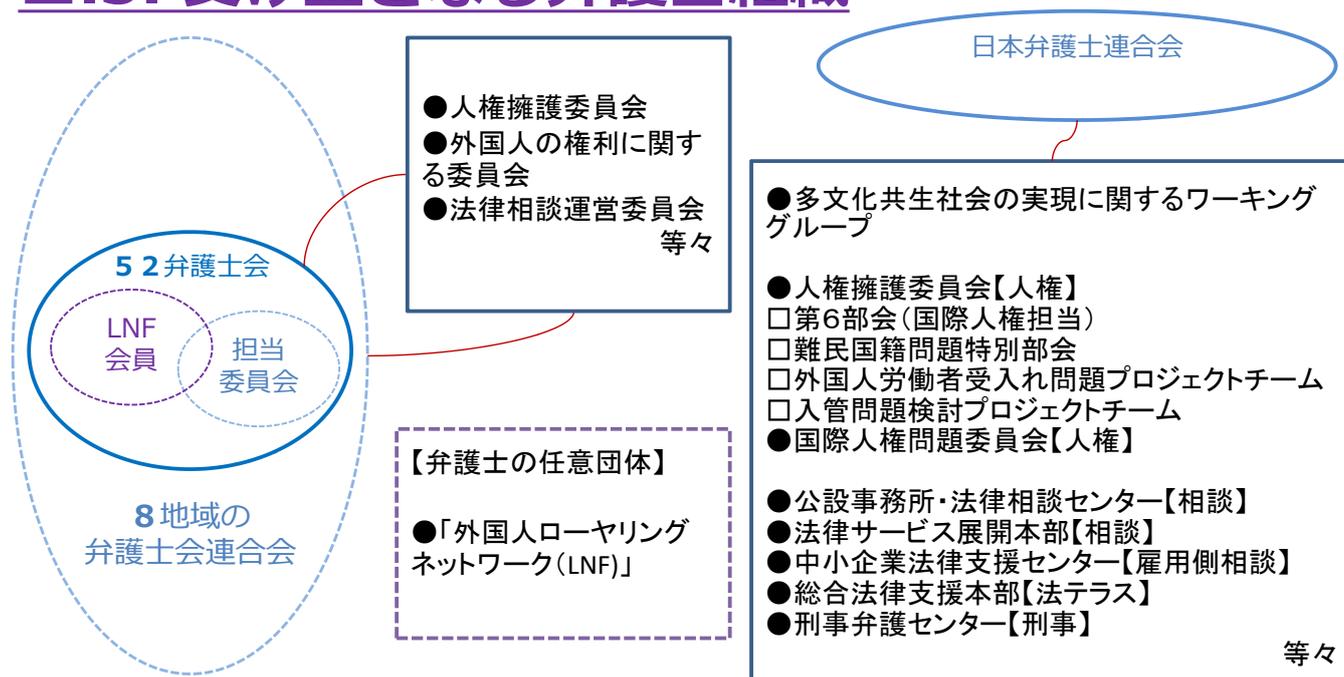
研修、情報提供、			○Eラーニング、オンライン研修、出前研修、マニュアル、ケース情報等の提供
交流推進			○外国人相談の運営方法についての情報共有（マニュアル、応相談） ○外国人問題関連委員会の連絡協議会や経験交流集会の継続開催
お助け			○単位会を跨いだ通訳人名簿共有の仲介／推進（cf.関弁連管内） ○外国人相談の運営方法や通訳の手配方法、相談回答についてのアドバイス
本部			○出入国在留管理庁（本庁）や法テラス本部等との定期協議 ○上記定期協議で入手した情報の各地への提供、定期協議で伝達すべき意見の各地からの吸い上げ
広報			○LNF（弁護士任意団体）との継続的協力関係の構築 ○各地の外国人相談窓口についての統一的情報提供（日弁連サイトでの窓口一覧掲載など）
モニタリング			○各地（ワンストップセンターを含む）の法律相談機能のモニタリング ○各地の取り組み強化のためのキャラバン実施

① 外国人のリーガルアクセスそのものの改善（通訳体制含む）

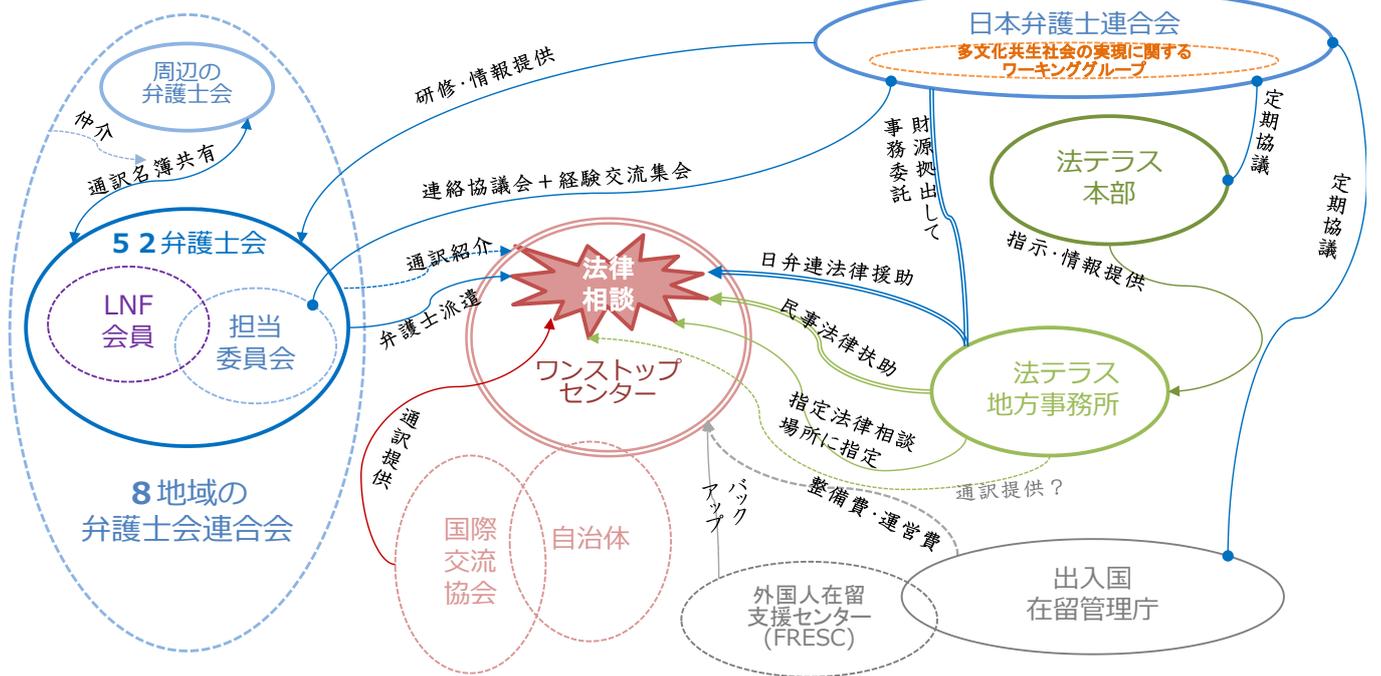
② 外国人相談等の担い手となる弁護士の育成と基盤強化

③ 法テラス、自治体、国際交流協会、関係省庁+ワンストップセンターと、各弁護士会・各弁連等（と）の連携と交流の推進

## Ⅲ.3. 受け皿となる弁護士組織



## Ⅲ.4. ワンストップセンターへの対応イメージ



## Ⅲ.5. 弁護士の任意団体「LNF」

- ◆ 弁護士会員1600名
- ◆ 全弁護士会に会員分布
- ◆ メーリングリストで情報交換
- ◆ 毎月のゼミでスキルアップ
- ◆ 実務書籍の刊行も

LNF LAWYERS NETWORK FOR FOREIGNERS  
外国人ローヤリングネットワーク

外国人の司法アクセスの向上を目指して  
Lawyers Network for Foreigners

お知らせ

- 2021年06月02日 お知らせ 第123回LNFゼミ「行政訴訟」のご案内（令和3年6月14日開催）
- 2021年05月21日 お知らせ 【開催済み】第13回総合セミナー「日本人と外国人の境界～グローバル化時代における日本の国際法を学ぶ～」（令和3年5月21日開催）
- 2021年03月19日 お知らせ 第122回LNFゼミ「難民事件～難民認定条例4ケースの観察と弁護のポイント～」のご案内（令和3年4月23日開催）
- 2021年03月04日 お知らせ 第121回LNFゼミ「外国人刑事弁護」のご案内（令和3年3月9日開催）
- 2021年01月29日 お知らせ 第120回LNFゼミ「外国人事件入門」のご案内（令和3年2月12日開催）

活動案内

- メーリングリスト  
会員同士の情報交換を目的としたメーリングリストを運営しています。
- LNFゼミ  
外国人事件に関するゼミやセミナー・シンポジウムを定期的に開催しています。

出版書籍のご案内

外国人事件 Beginners LNF会員限定割引あり  
O&A 海外家事 ケーススタディ  
書籍・購入についての詳細はこちら >

## Ⅲ.6. 弁護士会の費用拠出

### ◆「外国人事件」の弁護費用に関する特徴

- 弁護士費用に加え、「通訳費用」「翻訳費用」がかかる
- 厳しい経済状況に置かれている当事者多い
  - cf. 国家間の経済格差、コロナ禍
- そもそも就労禁止されている外国人当事者が増加している
  - cf. 就労できない資格の当事者、在留資格がない当事者（仮放免、収容等）

↑ ↓

### ◆扶助制度（総合法律支援法）の限界

- 住所or在留資格がない当事者は、法テラスの民事法律扶助から全面除外
- 行政手続の代理は、基本的に法テラスの民事法律扶助から除外

25

## Ⅲ.6. 弁護士会の費用拠出

資力のない外国人当事者の法律相談	
	民事(行政・家事)事件
	行政手続 ↳入管手続
住所＋在留資格 両方あり	民事法律扶助 〔本来〕事業
住所 and/or在留資格 どちらか なし	日弁連法律援助 〔日弁連委託援助〕事業

資力のない外国人当事者の事件代理	
	民事(行政・家事)事件
	行政手続 ↳入管手続
住所＋在留資格 両方あり	民事法律扶助 〔本来〕事業
住所 and/or在留資格 どちらか なし	日弁連法律援助 〔日弁連委託援助〕 事業

26



# IV 外国人相談（弁護士関与）の実践例

- ◆「外国人相談」は、具体的にどのように実施されているか？
- ◆関係団体等との連携はどうか？

## IV.a. 実践例 弁護士会

- ◆外国人相談を実施している単位会は、それ程多くないのが実情
- ◆東京三会は、新宿（週4回）と蒲田（週2回夜間）で実施中
- ◇30分 = 5000円、超過15分2500円（消費税別）、通訳料は無料。通訳言語は可能な限り柔軟対応

### ■ 弁護士会の外国人法律相談について

弁護士会（しんじゅくそうごうほうりつそうだん）の弁護士（べんごしかい）は、新宿（しんじゅく）及び蒲田（かまた）に法律相談センター（ほりつそうだん）を設けて、外国人（がいこくじん）に関する法律問題（ほりつそうだん）及び国際的な法律問題（こくさいけつごん）に関する相談（さうだん）を行っています。相談（さうだん）は、多言語（たごころご）での対応（たいおう）が可能ですので、言語（げんご）に不安（ふあん）を感じる方（かた）にも安心してご利用（ごりよう）いただくことができます。

なお、このセンターは、東京（とうきょう）の三つの弁護士会（べんごしかい）（東京（とうきょう）弁護士会（とうきょうべんごしかい）、第一（だいいち）東京（とうきょう）弁護士会（とうきょうべんごしかい）、第二（だいに）東京（とうきょう）弁護士会（とうきょうべんごしかい））によって運営（えんぎん）されています。

### よやくでんわばんごう にほんご 予約電話番号（日本語）

03-6205-9531（新宿総合法律相談センター）

03-5714-0081（蒲田法律相談センター）

※日本語での予約は、「相談（さうだん）内容（ないよう）」をご確認（ごかくにん）下さい。

### ■ ご相談内容

相談（さうだん）内容（ないよう）  
・ご相談（ごさうだん）内容（ないよう）  
ざいりゆうしかく（在留資格（ざいりゆうしかく））・なんみんにんてい（難民認定（なんみんにんてい））・まか（帰化（きか））・こくせき（国籍（こくせき））・こくさいけつごん（国際結婚（こくさいけつごん））・りごん（離婚（りごん））・そうぞく（相続（そうぞく））などの国際家事事件（こくさいけしじけん）についてのほりつそうだん（法律相談（ほりつそうだん））  
がいこくじん（外国人（がいこくじん））かん（関（かん））・いっばんみんじ（一般（いっばん））・しやうじじけん（民事（しやうじ））事件（じけん）・らうむじけん（労働（らうむ））事件（じけん）・けいじじけん（刑（けい））事（じ）事件（じけん）など日本（にほん）法（ほう）全（ぜん）般（ぱん）の相談（さうだん）

### ・ご相談日・ご相談時間

しんじゅくそうごうほうりつそうだん  
新宿総合法律相談センター  
げつようび（月曜日（げつようび））・かようび（火曜日（かようび））・きんようび（金曜日（きんようび））（祝祭日（しゆくさいじつ）を除（を）く）の午後（ごご）1時（じ）～午後（ごご）4時（じ）  
すいようび（水曜日（すいようび））（祝祭日（しゆくさいじつ）を除（を）く）の午前（ごぜん）10時（じ）～12時（じ）  
かまたほうりつそうだん  
蒲田法律相談センター  
すいようび（水曜日（すいようび））・きんようび（金曜日（きんようび））（祝祭日（しゆくさいじつ）を除（を）く）の午後（ごご）5時（じ）～午後（ごご）8時（じ）

### ・ご相談の申込み

よやく（予約（よやく））はにほんご（日本語（にほんご））・えいご（英語（えいご））・ちゆうごくご（中国語（ちゆうごくご））・べとナム語（ベトナム語（べとナム語））・スペイン語（スペイン語（スペイン語））で行（い）えます。

しんじゅくそうごうほうりつそうだん  
新宿総合法律相談センターの予約受付（よやくうけつけ）時間は、げつようび（月曜日（げつようび））～きんようび（金曜日（きんようび））（祝祭日（しゆくさいじつ）を除（を）く）の午前（ごぜん）9時（じ）30分（ぶん）～午後（ごご）4時（じ）30分（ぶん）までです。  
よやくでんわばんごう（日本語（にほんご））（新宿（しんじゅく））  
予約電話番号（よやくでんわばんごう）（日本語（にほんご））（新宿（しんじゅく）） 03-6205-9531

かまたほうりつそうだん  
蒲田法律相談センターの予約受付（よやくうけつけ）時間は、げつようび（月曜日（げつようび））～きんようび（金曜日（きんようび））（祝祭日（しゆくさいじつ）を除（を）く）の午前（ごぜん）9時（じ）30分（ぶん）～午後（ごご）7時（じ）30分（ぶん）  
ごようび（土曜日（ごようび））～日曜日（にちようび）（祝祭日（しゆくさいじつ）を除（を）く）の午後（ごご）1時（じ）30分（ぶん）～午後（ごご）4時（じ）30分（ぶん）までです。  
よやくでんわばんごう（日本語（にほんご））（蒲田（かまた））  
予約電話番号（よやくでんわばんごう）（日本語（にほんご））（蒲田（かまた）） 03-5714-0081

※東京三会法律相談センターHPより 3U

## IV.b. 実践例 法テラス

相談内容	開催曜日・時間	最近の予約待ち状況	補足説明
○ 外国人相談	毎週木曜日 13時から16時	約2週間	

※法テラス東京HPより

- ◆外国人相談を実施している地方事務所は、それ程多くないのが実情
- ◆東京では、法テラス東京（新宿）が上記のとおり、定例無料相談を週1回実施中

31

## IV.c. 「外国人相談」実践例 弁護士会＋法テラス

- ◆地域により実情はまちまち  
(大阪の例→)
- ◆原則有料（通訳料は無料）。ただし、指定法律相談場所における法テラス相談として、一定条件下で無料



Osaka Bar Association offers legal consultation services to foreign nationals.

### Consultation service offerings

- Consultation for foreign nationals
- Consultation about issues related to foreign nationals
- Consultation for those who are unable to understand legal advice in Japanese

### Consultation fees

- For those who earn income above the minimum requirement: 30 minutes (60 minutes with interpretation) - **5,400 Yen**
- For those who earn income not exceeding the minimum requirement - **free of charge**

\*The minimum requirement is defined by monthly income after taxes per household as follows.  
Single person household 182,000 Yen or less  
2 person household 251,000 Yen or less  
3 person household 272,000 Yen or less  
4 person household 299,000 Yen or less  
(increased by 10% for residents in large cities)  
Costs such as rent, housing loans and medical costs may be deducted for the calculation of monthly income provided above.  
If your assets such as deposits and savings are more than a certain amount, you may not be able to use this service free of charge.

### Interpretation

Interpretation may be available free of charge, at your request.  
If you need an interpreter, please let us know when making a reservation.

### Legal Consultation for Foreign Nationals

every Friday of every month (excluding holidays), 13:00-16:00 (Reservations required)

**For Reservations: TEL 06-6364-1248**

Reservations can be made Monday to Friday (excluding holidays) 9:00-20:00  
**Osaka Bar Association, The Legal Consultation Center**  
1-12-5 Nishitenma, Kitaku, Osaka-city, 530-0047

Foreign nationals living in Japan, do you have any problems with your life in Japan? You may be experiencing unexpected problems due to the language barrier or cultural differences. The legal matters are something that even many Japanese don't understand well.

Would you like to consult with us?

※大阪弁護士会総合法律相談センターHPより

## IV.d. 「外国人相談」実践例 自治体＋法テラス

◆最近は、法テラス地方事務所と自治体との“コラボ”の例も  
(法テラス東京の例→)

東京都生活文化局広報広聴部「都民の声課」で外国人法律相談を行っています。



更新日：2019年9月20日

本年7月23日から、都民の声課を指定相談場所とする外国人法律相談（相談言語：英語のみ）が試行的に始まりました。

法律相談は予約制となっておりますので、ご希望の方は問い合わせ（電話03-5320-7744）をお願いします。

なお、都民の声課では、法律相談以外に、英語（月～金）、中国語（火、金）、韓国語（水曜日）により、予約不要の外国人相談を実施しています。

詳しくは [こちら（外部サイト）](#) をご参照ください。



※法テラス東京HP「お知らせ一覧」より

## IV.e. 「外国人相談」実践例 NGO＋法テラス

◆外国人支援NGOが「指定法律相談場所」の指定を受けて、相談実施する例も（↓東京のNPO法人の例）

CINGA  
Citizen's Network for Global Activities

ABOUT PROJECTS NEWS DOWNLOADS CONTACT LINKS

※NPO法人「CINGA（国際活動市民中心）」 HPより

01

外国人相談

Project



生活相談、在留資格、仕事の待遇、子どもの教育、医療の問題、こころの悩み等日本に暮らす外国人の様々な相談を定期的に行っています。弁護士、行政書士、社会保険労務士、労働相談員、精神科医などCINGAのメンバーとそのネットワークを駆使し、あらゆる「困りごと」の相談に応じています。相談は無料です。また、全国規模の相談窓口を受託する事業も行っています。毎月2回開催の専門家相談会の申し込みは右の「SOS」をクリック

SOS

Facebook

## IV.f. 「外国人相談」実践例 持ち回り方式

◆各地持ち回りのリレー方式も実績あり

(東京都内の自治体では、2002年以降、持ち回り方式で実施中 →)

※東京都つながり創生財団HPより

東京都多文化共生ポータルサイト  
Tokyo Intercultural Portal Site

支援者のための情報 ↓ 東京の外国人支援・交流団体 ↓ 外国人のための情報 ↓ やさしいにほんご

※日時: 相談会の日にちと時間  
※会場: 相談会の場所  
※主催: 相談会を開く団体

日時	2021年5月22日(土) 14:30~16:30 ※予約 5月15日(土)まで
会場	武蔵野市境2-14-1 スイングビル10階 スカイルーム <a href="#">Google Map</a> オンラインでも相談できます。
主催	公益財団法人武蔵野市国際交流協会 (0422-56-2922)
チラシ	

日時	2021年6月6日(日) 13:30~16:00 ※予約 5月20日(木)まで
会場	でんわ 電話で相談します。
主催	公益財団法人板橋区文化・国際交流財団 (03-3579-2015)
チラシ	

## IV.g. 「外国人相談」実践例 入管収容施設出張相談

◆東京周辺の各入管施設では、被収容者向けの出張相談(無料相談)を実施中

◆品川は、定例毎週2回×3コマ

◆横浜は、定例年3回×6コマ

◆牛久は、定例年2回一斉相談に加え、別途随時受付

手続段階	アウトリーチ先具体例		アウトリーチ実践例		
	実施	内容	主体	備考	
退去強制手続中 & 退令発付後	東京入管収容場	○2009年度ころ?~	出張相談	東京三会	電話申込→弁護士出張面会
	東京入管横浜支局収容場	△(2013年度~?)	出張相談	神奈川県弁護士会	同上
	東日本入国管理センター	○2010年度~ ○2011年度~	出張相談 一斉出張相談	関弁連/ 東京三会	手紙申込→弁護士出張面会 年2回定期出張/各約24件一斉相談/所内事前申込受付
	その他の入管収容施設	○各々	電話相談 又は出張相談	各地の弁護士会	名古屋/大阪入管、大村入管センターで各実施中

※杉澤・阿部・関「これだけは知っておきたい!外国人相談の基礎知識」(松柏社)の内容をアップデート

## IV.h. 「外国人相談」実践例 ワンストップセンター相談

◆弁護士会＋行政書士会＋税理士会＋労働局＋入管

各・月1回ずつ

◆実施場所：センター内相談ブース

◆実施時間：原則として1回あたり1時間×3コマ

◆通訳：英／中は常駐スタッフあり。韓／ネパール／ベトナム語は、週1回程度来るスタッフを雇用。その他言語でも対応可能。

◆財源は仙台市（一部・外国人受入環境交付金）

※仙台国際観光協会・多文化共生センターサイトより⇒

### 外国語による相談

外国語による相談を受けています。

言語：日本語、英語、中国語、韓国語、ベトナム語、ネパール語、タガログ語、タイ語、ポルトガル語、スペイン語、ロシア語、インドネシア語、イタリア語、フランス語、ドイツ語、マレー語、クメール語、ミャンマー語、モンゴル語、シンハラ語

※中国語・韓国語・ベトナム語・ネパール語は、外国語相談員が週に1回、仙台多文化共生センターで対応します。くわしくはお問い合わせください。

※通訳サポート電話（3者間通話）での対応になることもあります。

[Download](#) [仙台多文化共生センター（外国人向け）](#) [551KB : PDF] [📄](#)

[Download](#) [仙台多文化共生センター（窓口向け）](#) [566KB : PDF] [📄](#)

### 専門相談会を開催しています

在留資格、法律、仕事で困っていること、行政手続き、税金などについて相談できます。開催日時や申し込み方法などくわしくはお問い合わせください。

連携機関：仙台出入国在留管理局、仙台弁護士会、宮城県行政書士会、宮城労働局、東北税理士会

[Download](#) [仙台出入国在留管理局による専門相談会](#) [898KB : PDF] [📄](#)

[Download](#) [仙台弁護士会による専門相談会](#) [875KB : PDF] [📄](#)

[Download](#) [宮城県行政書士会による専門相談会](#) [882KB : PDF] [📄](#)

[Download](#) [宮城労働局による専門相談会](#) [870KB : PDF] [📄](#)

[Download](#) [東北税理士会による専門相談会](#) [794KB : PDF] [📄](#)

## IV.i. 「外国人相談」実践例 ワンストップセンター相談

◆弁護士会＋県ワンストップセンターの協働

◆実施時間：月1回2時間

◆通訳：英／中／韓／タガログは常駐。その他応相談

◆法テラス指定相談場所に指定

※山形県国際交流協会サイトより⇒



[ホーム](#) [ブログ](#) [English](#) [한국어](#) [中文](#) [Tagalog](#) [Português](#) [Tiếng Việt](#) [アクセス・お問い合わせ](#)

### 外国人総合相談ワンストップセンター

外国人相談窓口（多言語対応） TEL：023-646-8861



#### ベトナム語でも相談を受け付けています

日常のちょっとした困り事や様々な問題について、外国語で相談できます。ご家族やお知り合いの日本人の方からの相談も受け付けております。それぞれの言語を母国語とする相談員ですので、母国語と日本語の両方の文化や習慣を理解しています。どうぞ、安心してお気軽にお電話ください。

日本語		火曜日～土曜日	10:00 - 17:00
英語	English	火曜日～土曜日	10:00 - 17:00
韓国語・朝鮮語	한국/조선어	木曜日&土曜日	10:00 - 14:00
中国語	中文	火曜日&金曜日	10:00 - 14:00
ポルトガル語	Português	水曜日	10:00 - 14:00
タガログ語	Tagalog	金曜日	10:00 - 14:00
ベトナム語	Tiếng Việt	第2・4土曜日	10:00 - 14:00

### 外国人向け法律相談

日時：毎月第4金曜日 10:00～12:00  
 場所：山形県外国人総合相談ワンストップセンター（山形県国際交流センター内）  
 山形県山形市城南町1-1-1 藤城セントラル2階  
 相談：無料（完全予約制）  
 対象：山形県在住又は勤務の外国出身の方  
 担当：山形県弁護士会所属弁護士

## IV.j. 「外国人相談」実践例 関係諸機関集結型 相談

◆東京・四ッ谷に開設された外国人在留支援センター（フレスク）では、多機関が1フロアに集結。



※法務省サイトより

## IV.k. 「外国人相談」実践例 (コロナ特化) 電話相談

**東京都外国人新型コロナ生活相談センター (TOCOS)**

更新日: 令和2年(2020)6月30日

このページは、外国人の方・お困りの方へのご案内を表示しています。

自治体・支援団体の方へのご案内は、下記リンク先からご覧いただけます。

⇒[自治体・支援団体の方へのご案内ページ](#) (印)

**外国人の方・お困りの方向け**

東京都は、新しいコロナウイルスで生活に困ったり、不安な気持ちの外国人の皆さんを助けるために、14の言葉で相談することができる電話相談センターを開きました。

- ・困ったら電話で相談してください。
- ・困っている人がいたら相談センターを教えてください。

**[TOCOSのご案内]**

**新型コロナ(COVID-19)で困ったときに相談できます。**

- 相談ができる日 **月曜日～金曜日** (土曜日・日曜日・祝日はお休みです)
- 相談ができる時間 **AM10:00 ~ PM5:00**
- 電話番号 **0120-296-004** (お金はかかりません)

←東京都 (生活文化局) サイト ※2021年 春終了

法務省 サイト→

新しいコロナウイルスの影響で困っている外国人のための  
フレスク  
**F R E S C ヘルプデスク**

FRESCヘルプデスクは、新しいコロナウイルスの影響で仕事になくなったなど、生活に困っている外国人の相談を電話で聞きます。あなたを助けることができる仕組みや、在留<=日本に在ること>のために必要なことなどを教えることができます。困ったことがあるときは、電話をかけてください。

**始まる日** 2020年9月1日 (火曜日)

**曜日と時間** 曜日: 月曜日から金曜日まで  
時間: 午前9時から午後5時まで (土曜日、日曜日、祝日は開いていません)

**ことば** 日本語、ベトナム語、中国語、英語 など14言語 (Tiếng Việt) (中文) (English)

TEL (お金はかかりません) **0120-76-2029**

出入国在留管理庁  
外国人在留支援センター (FRESC)  
http://www.moj.go.jp/nyuokukant/kouhou/fresc01

## IV.1. 「外国人相談」実践例 コロナ特化 zoom相談

### ◆NPO法人CINGAの例

#### ◆画面の

- 左上：通訳
  - 右上：弁護士
  - 左下：相談者
  - 右下：コーディネーター
- ※一部画像処理済み

◆四者が全て自宅等にいる状態で、法律相談を実施。契約書面などは画面共有で表示するなどの工夫もした結果、対面相談と変わらぬ成果が出せている。

◆途中からは、法テラスのオンライン相談の特例の適用も受けたが、当初は独自財源で実施。



↑ NPO法人CINGA「活動報告会 -新型コロナウイルスの影響下の東京でいまわたしたちが取り組んでいること」報告書より

41

## IV 以上のまとめ

◆全国各地で様々な形態での「外国人相談」窓口が設定され、弁護士がそれに関与している。

◆オンラインでの通訳対応 & 相談対応も、技術的に容易に実現できるようになり、今後遠隔対応がより強化されることが期待される。

42